平成２４年（フ）第９４３号
京都市山科区西野様子見町１番地２　市住３棟861号
債務者　山口　一彦
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８９号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地13棟302号
債務者　荒維　　悟
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２３号
京都府長岡京市今里川原９番地の１
債務者　三宅　一代
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５０号
京都市下京区夷馬場町35番地14　グリーンハウス七条702、前住所京都市伏見区久我本町12番地の11　朝日プラザ伏見桂川406号
債務者　福田　三絵
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７８３号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字水車21番地１
債務者　徳田　貴仁
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８５３号
京都市南区久世大築町159番地　みゆき荘10号
債務者　福原　照子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３８９号
兵庫県西宮市甲子園口５丁目６番５―301号
債務者　須貝　宏治
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５号
広島県尾道市瀬戸田町福田1595番地３
債務者　川崎　　勝
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
広島県三原市本郷町南方8727番地１
債務者　仲宗根　香
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
山口県萩市大字呉服町２丁目13番地４
債務者　上利美智子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１８１号
愛媛県松山市余戸東３丁目９番30号
債務者　水口　明寛
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８７号
愛媛県松山市泊町1454番地１
債務者　山岡　昌子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９３号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地38棟19号
債務者　西岡　泰子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０２号
愛媛県松山市西石井２丁目９番30号　メゾン吹鳳103号
債務者　伊賀上智子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０６号
愛媛県松山市安城寺町120番地１　アポロンハイツ307号
債務者　二階堂信子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０７号
愛媛県松山市安城寺町120番地１　アポロンハイツ307号
債務者　二階堂真由
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０９号
愛媛県松山市東野２丁目１番３号
債務者　松方　直美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１３号
愛媛県松山市山越６丁目12番５号　ＨＩＳＡ301号
債務者　向井　江美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　松山地方裁判所民事部